



# 鈴鹿地区交通安全だより

～2023.No. 22～

※ 三重県交通安全協会ホームページから過去発行のものが閲覧できます。

令和5年12月1日

鈴鹿地区交通安全協会

電話・FAX 059-388-1241

[suzukaankyos@jeans.ocn.ne.jp](mailto:suzukaankyos@jeans.ocn.ne.jp)

- 1 今日から10日間、「年末の交通安全県民運動」スタート～運動の重点は、別添チラシのとおりです。**  
 11/30(木) イオンモール鈴鹿において、市長、署長、ラグビー「ホンダヒート」選手の出席のもと出発式(年末年始特別警戒取締合同)が行われました。式典の後、当協会員をはじめ、関係団体合同の啓発物配付による運動周知広報を実施しました。



## 2 速報！令和5年11月末現在の交通事故発生状況(暫定値)等

### ＜1. 三重県内＞

(暫定値)

	総事故件数	人身事故					物件事数
		件数	死者数	負傷者数			
				重傷者	軽傷者		
本年	50,030	2,733	56	3,461	500	2,961	47,297
前年	47,250	2,644	53	3,308	438	2,870	44,606
増減数	2,780	89	3	153	62	91	2,691
増減率	5.9%	3.4%	5.7%	4.6%	14.2%	3.2%	6.0%

### ＜2. 鈴鹿警察署管内＞

(暫定値)

	総事故件数	人身事故					物件事数
		件数	死者数	負傷者数			
				重傷者	軽傷者		
本年	5,256	271	5	338	55	283	4,985
前年	5,045	256	9	317	45	272	4,789
増減数	211	15	-4	21	10	11	196
増減率	4.18%	5.9%	-44.4%	6.6%	22.2%	4.0%	4.1%

\* 各表の数値は「暫定値」です。数値の取扱いに注意願います。

※ 日々の県内発生状況及び市町別死者数は県警HP「交通日報」にタイムリーにアップされています。

## 3 今月の県事務局からの7nポイントアドバイス

シニアカー(電動カート)は自転車と同じ軽車両?

～ いいえ、道路交通法では『歩行者』として扱われます! ～

- ・ 歩道のある場所では…必ず歩道を走行してください。
- ・ 歩道がない道路では…路側帯もしくは道路の右端を走行しましょう。

※ タイヤがついているからといって車道の真ん中を走行してはいけません!



# 令和5年 年末の交通安全県民運動

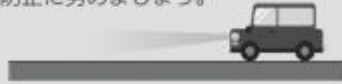
## 運動の重点

### 子どもと高齢者の交通事故防止

交通事故死者数全体の約半数を占める高齢者と次代を担うかけがえのない子どもの命を社会全体で守りましょう。

子どもや高齢者を見掛けたら、思いやりの気持ちを持って運転しましょう。

特に、視認性が低下する夕暮れ時や夜間は早めにライトを点灯して事故防止に努めましょう。



「夕暮れ時、ちょっと早めのライト・オン運動」  
10月1日～12月31日

推進事項

- 夕暮れ時又は天候に応じたライト点灯（自動車、オートバイ、自転車）
- 反射材の着用推進（歩行者、自転車）

### 横断歩道における歩行者優先の徹底

横断歩道における歩行者優先はマナーではなく法律に定められた「ルール」です。

ドライバーの方は、横断歩道における歩行者優先を徹底しましょう。

歩行者の方は、近くに横断歩道がある場合は横断歩道を渡りましょう。



### 飲酒運転等の根絶

いまだに飲酒運転の根絶に至らず、多くの人身事故や死亡事故も発生しています。

飲酒運転は重大な犯罪で、厳しい処罰を受けることとなります。

運転者はもちろん、自動車等を運転する人にお酒を提供する行為やお酒を飲んだ人に自動車等を提供する行為、飲酒運転の車に同乗する行為も犯罪です。

そのほか、あおり運転も重大な犯罪です。気持ちと時間に余裕を持って運転しましょう。



○12月1日は、「三重県飲酒運転0を目指す推進運動の日」です。

○「ハンドルキーパー運動」を推進しましょう。やむを得ず、仲間と自動車で飲食店などへ行く場合、仲間同士や飲食店の協力を得て飲まない人を決め、その人はお酒を飲まず、仲間を安全に自宅まで送る運動です。

### シートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

県内の自動車乗車中の交通事故死者のうち、多くの方がシートベルト非着用となっています。

そのうち、大半の方がシートベルトを着用していれば、助かったと推定されています。

車に乗ったら、全ての座席でシートベルトを正しく着用しましょう。

また、6歳未満の幼児を乗車させる際は、チャイルドシート等を正しく使用しましょう。



### 自転車等のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

ヘルメットを着用していない方が事故に遭った場合、着用している方に比べて、致死率が2倍以上になると言われています。

ご自身の命を守るためにヘルメットを着用しましょう。また、自転車は、車両の仲間です。交通ルールを守って正しく利用しましょう。

### 自転車安全利用五則

- 1 車道が原則、左側を通行  
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用

